

名古屋市教育委員会臨時会

平成 27 年 2 月 5 日
午後 1 時 00 分
教育委員会室

議 案

- 第 8 号議案 請願・陳情審査について
第 9 号議案 名古屋市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について
第 10 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議条例の制定について
第 11 号議案 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
第 12 号議案 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部改正について
第 13 号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について
第 14 号議案 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
第 15 号議案 特別職に属する職員の給与に関する条例等の一部改正について
第 16 号議案 平成 26 年度補正予算について
第 17 号議案 平成 27 年度当初予算について

出席者

服 部 はつ代 委員長
福 谷 朋 子 委 員
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
下 田 一 幸 教育長
教育次長始め、事務局職員26名

(服部委員長)

それではただ今から、教育委員会臨時会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の案件について、第8号議案「請願・陳情審査について」を追加したいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。なお、議案番号は、お手元配付の資料のとおりといたします。

次に議事運営についてお諮りいたします。第9号議案から第17号議案については、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、議会に上程されるまでの間に限り非公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に本日の議案審議に先立ちまして、1名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人入室】

(服部委員長)

傍聴される方々にお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表しないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないことの2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは第8号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方々にお願いします。会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた。】

(服部委員長)

これもちまして、口頭陳述を終了します。席へお戻りください。

それでは、第8号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(五味澤総務課長)

第8号議案「請願・陳情審査について」、ご説明させていただきます。請願項目については次の3点でございます。1つ目は、一部の教科のみで非公開で行うような中途半端な意見聴取会を開かないこと、2つ目は、教科用図書の採択を審議する教育委員会会議を、希望者が全員傍聴できるような会場で開くこと、3つ目は、教科用図書の採択にあたり参考資料となる、中学校から提出される教科用図書調査研究報告書を廃止しないことを求めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(下田教育長)

2015年度の中学校用教科用図書の採択については、現時点でまだ何も決まっていないという状況でございまして、これから慎重に検討していくことになると思いますので、今日のところはこのお話は、お伺いをしておくということではどうかと考えます。

(服部委員長)

他にご意見もないようですので、第8号議案についてお諮りをいたします。来年度行われる教科用図書の採択の進め方等につきましては、今後我々で議論し、決定していくことになるので、「平成27年度使用中学校用教科用図書の採択事務に関する請願」については、ききおくとしてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第9号議案から第17号議案は非公開になります。傍聴人の方は退席してください。

【傍聴人の退室】

第9号議案及び第17号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後 1 時 40 分終了

名古屋市教育委員会臨時会

平成 27 年 2 月 5 日
午後 1 時 00 分
教育委員会室

議 案

- 第 8 号議案 請願・陳情審査について
- 第 9 号議案 名古屋市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 第 10 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議条例の制定について
- 第 11 号議案 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 第 12 号議案 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部改正について
- 第 13 号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 第 14 号議案 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
- 第 15 号議案 特別職に属する職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 16 号議案 平成 26 年度補正予算について
- 第 17 号議案 平成 27 年度当初予算について

出席者

服 部 はつ代 委員長
福 谷 朋 子 委 員
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
下 田 一 幸 教育長
教育次長始め、事務局職員26名

(服部委員長)

第9号議案「名古屋市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について」、第10号議案「名古屋市いじめ対策検討会議条例の制定について」、第11号議案「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」、第12号議案「名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部改正について」、第13号議案「名古屋市図書館条例の一部改正について」、第14号議案「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」、第15号議案「特別職に属する職員の給与に関する条例等の一部改正について」の7件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第9号議案「名古屋市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について」、及び第15号議案「特別職に属する職員の給与に関する条例等の一部改正について」につきましては、内容が関連しますので、一括してご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、新しい教育委員会制度が施行されることとなりました。これまで教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命していましたが、新制度においては、教育委員のうちからではなく、市長が直接任命する特別職になったことから、規定の整備を行うものでございます。

なお、新制度が適用されるのは、現職の教育長が在職しないこととなる日からでございます。以上が第9号議案、第15号議案の説明でございます。

続きまして、第10号議案「名古屋市いじめ対策検討会議条例の制定について」をご説明いたします。

本市では、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について協議するとともに、いじめによる重大事態が発生した場合の調査を行うため、名古屋市いじめ対策検討会議を設置しております。検討会議につきましては、これまで、附属機関に類する機関として運用してきたところですが、これを新たにいじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく教育委員会の附属機関と位置付け、設置条例の制定を行うものです。施行日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、第11号議案「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、幼稚園に在籍する者の保護者に対する新しい支援制度等を定めた子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園の授業料を改正するものでございます。施行日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、第12号議案「名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、子ども・子育て支援法の制定に伴い、私立幼稚園授業料の補助の対象者を変更するものでございます。私立幼稚園は、同法に定める施設型給付費の支給を受ける新制度に移行するか、現行制度を継続するかを選択することができます。同法施行後、新制度を選択した私立幼稚園に在籍する者の保護者は、同法に基づく給付を受けることになるため、この条例による補助の対象から除外するものです。施行日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、第13号議案「名古屋市図書館条例の一部改正について」をご説明いたします。

緑図書館は、昭和47年8月の開館から42年が経過し、建物の老朽化、耐震・バリアフリーの未対応などから改築整備が必要な状況となっていることから、仮設図書館を設置し、平成28年7月頃に現在の場所に戻る予定でございます。本改正は、緑図書館の改築工事に伴い、緑図書館を仮設の場所に移すため、所要の改正を行うものです。施行日は、平成27年6月2日でございます。

続きまして、第14号議案「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」をご説明いたします。

施設の有効活用を図るため、生涯学習センターの使用の許可基準を緩和し、集会室

等を営利目的で使用することを認めるため、所要の改正を行うものです。ただし、生涯学習活動のために使用する従来からの利用者との差別化を図るため、使用料の額及び利用料金の額は、従来の料金の2.5倍となるように設定します。新しい料金は、平成27年10月1日からの使用について適用します。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特にご意見もないようですので、第9号議案から15号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第16号議案「平成26年度補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第16号議案「平成26年度補正予算について」、説明させていただきます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。

1ページをご覧ください。2月補正予算の概要でございます。

「歴史の里の整備」は国史跡志段味古墳群を保存・活用することにより、歴史を身近に感じ、体験・学習をとおして幅広い世代が楽しむことができるエリアを整備するものでございます。本事業につきまして、国の交付金の追加認証に伴い、大塚・大久手古墳群地区における園路や広場などの整備を実施するものでございます。なお、年度内に整備を完了させることができないことから、繰越明許費として全額を翌年度に繰越しいたします。

続きまして、「瑞穂公園施設用地の取得」でございます。これは、国の交付金の追加認証に伴い、瑞穂運動場の整備に必要な用地の一部につきまして、先行取得をしておりました、名古屋市土地開発公社からの買い戻しを実施するものでございます。

2ページをお願いいたします。「格技場の天井等落下防止対策」につきましては、工事契約の遅れにより、年度内に整備が完了しないことから、平成26年度当初予算に計上されておりました、中学校2校分の事業費3千8百万円を、繰越明許費として翌年度に繰越すものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第16号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第17号議案「平成27年度当初予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第17号議案「平成27年度当初予算について」、ご説明させていただきます。先ほどの補正予算と同様に、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。

1ページをご覧ください。平成27年度当初予算の概要につきまして、ご説明いたします。

「1予算総額及び前年度予算比較」でございしますが、27年度の教育委員会所管の歳出予算額は、728億1,300万円余でございまして、前年度の当初予算額と比較いたしますと、72億円余、11.0%の増となっており、5年ぶりの高い伸びとなっております。

教育予算が増額となった主な理由といたしましては、27年4月に開校予定である吉根中学校の整備が終了したことに伴い、整備費が約21億円減となった一方で、今年度に引き続き実施します小学校普通教室の空調設備の整備で約57億円、校舎等の大規模改造の実施で約12億円、及び歴史の里の整備で約8億円増となったことなどによるものでございます。

なお、主な増額理由となっております、小学校普通教室の空調設備の整備や校舎等の大規模改造などは、昨年度は国の経済対策に呼応し、25年度2月補正予算で措置されておりましたが、今年度におきましては、国の経済対策の対象事業とならなかったことから、27年度当初予算において、予算の確保に努めたところでございます。

また、当初予算額のうち、市長による政策的判断を必要とする臨時・政策経費につきましては、一般財源で約24億円が予算措置されており、前年度の約11億円から大幅な増額となっております。

次に、「2主な当初予算未計上事項」でございます。臨時・政策経費として予算要求を行ったもののうち、施策の優先度や緊急性等の観点から予算未計上とされた主な事項といたしましては、ご覧の子ども・教育に関する総合的な相談施設の整備や、学校におけるICT環境の整備、及び学校トイレさわやか改修がございます。いずれの事項につきましても、次年度以降の予算化に向け、内部検討等を進めてまいりたいと考えております。

2ページをお願いいたします。歳出予算の科目別の主な増減理由につきまして、掲載いたしました。

「2小学校費」の75億円余の増につきましては、普通教室空調設備の整備や、校舎等の大規模改造、及び小学校校舎のリニューアル改修の実施等によるもの、また、「9生涯学習費」の11億円余の増につきましては、歴史の里の整備や、緑図書館のリニューアル改修の実施等によるものでございます。

なお、「3中学校費」の20億円余の減につきましては、吉根中学校の新設の減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。主な施策一覧でございます。「1なごや子ども応援委員会の体制強化」をはじめ、9つの予算編成方針のもとに、27年度当初予算及び26年度2月補正予算に計上された主な事項を掲載いたしました。時間の関係もございますので、事項を絞ってご説明させていただきます。

まず、「1なごや子ども応援委員会の体制強化」でございます。今年度より開始いたしました本事業につきまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人員増を図るなど、体制を強化するものでございます。

次に、「2いじめ・不登校対策の充実」でございます。1番上の子ども適応相談センター第2サテライトスクールにつきましては、子ども適応相談センターの通所者数の増加などに対応するため、中区にございます男女平等参画推進センターの旧施設を活用し、27年6月に開設をいたします。

その下のスクールカウンセラーの配置につきましては、いじめや不登校等の問題に対する相談体制の充実を図るため、小学校において年140時間の通年配置を行う学校数を60校から131校へ拡大いたします。また、特別支援学校4校において新たに年30時間の配置を行ってまいります。

2つ下の学校生活アンケートの実施は、予算額が前年度に比べて大幅な減となっておりますことから、27年度の実施方法につきまして、現在検討を進めているところでございます。

4ページをお願いいたします。「3特別支援教育・発達障害対応施策の充実」でございます。

1番上の高等特別支援学校の整備に向けた調査につきましては、一般就労を目指した職業教育へのニーズの高まりや、高等部の生徒数の増加による特別支援学校の狭隘化に対応するため、高等特別支援学校の整備に向けた調査を実施してまいります。

発達障害対応施策の充実といたしましては、2つ下の発達障害対応支援講師及び発達障害対応支援員について配置拡充を行うとともに、通級指導教室での指導をより効果的に定着させるため、新たに通級指導定着支援員を1校に配置いたします。

5ページをお願いいたします。「4学力向上の推進」でございます。

1番上の教師力フォローアップ等の実施は、確かな指導力をもった教員を育成するために、教員志望の学生、教員採用内定者、2・3年目の教員の各段階に応じた事業を実施するものでございます。

その下のことばの力育成事業では、実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力の向上を図るため、補助教材の活用促進、標準学力調査等を実施

してまいります。

6ページをお願いいたします。「5高等学校・幼稚園教育の充実」でございます。

一番上の高等学校におけるグローバル人材の育成では、世界で活躍するグローバル人材の育成を図るため、27年4月に向陽高等学校に国際科学科、北高等学校普通科に国際理解コースを創設いたします。

また、その下でございますように、高等学校及び幼稚園の今後のあり方につきまして、検討を進めてまいります。

次に、「6学校教育活動の根幹的な予算の確保」でございます。

標準運営費及びマイスクールプランにつきまして前年水準を維持するとともに、光熱水費につきましては、今年度に整備を行った小学校の空調設備にかかる増額分を含めて、必要額を確保したところでございます。

7ページをお願いいたします。「7安心・安全・快適な学びの環境整備」でございます。

一番上のなごや小学校新校舎の建設は、小規模校対策として、西区の幅下・江西・那古野小学校を統合し、平成29年度の供用開始に向けて、幅下小学校跡地に新校舎を建設するものでございます。

2つ下の小学校校舎の大規模改造につきましては、前年度は国の経済対策に呼応し、25年度2月補正予算において約7.5万㎡の工事費を計上いたしましたが、今年度は補正予算の対象とならなかったことから、27年度の当初予算で可能な限り、事業費の確保に努めたところでございます。

その下の小学校普通教室空調設備の整備につきましては、前年度に引き続き実施するものでございまして、27年度で小中学校の整備が完了いたします。

8ページをお願いいたします。「8学びのセーフティネットの構築等」でございます。

一番上の母語学習協力員の配置につきましては、配置人数を20人から26人に拡大してまいります。

4つ下の私立幼稚園授業料補助は、国庫補助を活用しながら、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯への補助を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。「9生涯学習の推進、生涯スポーツの振興、その他教育施策の充実」でございます。

まず、一番上の教育館移転改築基本構想の策定でございます。教育館の改築は、永年の懸案でございましたが、現地改築から移転改築に方針を転換するものでございます。27年度は移転改築に向けた基本構想を策定するとともに、事業用地を取得するものでございます。

また、6つ下でございますが、第100回日本陸上競技選手権大会及び第93回日本選手権水泳競技大会につきまして、開催に向けた準備を実施してまいります。

10ページをお願いいたします。上から5つ目の歴史の里の整備につきましては、先ほどご審議いただきました26年度2月補正予算とあわせて、古墳や園路等の整備及び事業用地の取得などを行ってまいります。

11ページをお願いいたします。「行財政改革の取り組み」でございます。財政局から示されました通常枠予算の圧縮額への対応等につきまして、取りまとめたものでござ

ざいます。

「1内部管理事務等の見直し」では、施設営繕工事や施設管理委託料の精査及びスクールランチの調理委託の仕様見直しなどにより、5億2千万円余の見直しを行いました。

「2事務事業の見直し」といたしましては、学校現場における外部人材いわゆるキャリアマイスター活用事業及び、なごや教師養成塾を廃止することにより、2千万円余を削減いたしました。

「3外郭団体に関する見直し」では、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会への経費支出につきまして、事業費の精査等により、1千万円余を削減しました。

12ページをお願いいたします。「4歳入の確保」では、旧南養護学校用地の売却や、瑞穂運動場へのネーミングライツの導入などにより、合計で3億8千万円余の財源を確保いたしております。

以上、合計で9億5千万円余の行財政改革の取り組みを実施いたしました。

続きまして、使用料改定でございます。市立幼稚園授業料につきましては、27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されるのにあわせて、所得に応じた金額を設定するものでございます。

13ページをお願いいたします。生涯学習センターにつきましては、使用許可基準を緩和し、新たに営利目的等の使用を許可することとし、使用料を新設いたしました。

次の新規開設施設につきましては、27年度に開設する施設等についてその概要を掲載いたしました。ご覧おきいただきたいと存じます。

続きまして、14、15ページをご覧ください。27年度の組織・定数の関係でございます。14、15ページに27年度と26年度の教育委員会事務局の組織について、まとめてございます。新設・廃止組織については、網掛けでお示ししております。ご覧おきいただきたいと存じます。

また、職員定数の増減に関する事項につきましては、1枚はねていただきまして16ページをご覧ください。27年度の職員定数は、重要施策へ重点的に職員配置を行う一方で、技能労務職の嘱託化を進めたことなどから、前年度比で31人減少し、2,792人となります。

主な職員定数の増減の内訳についてご説明いたします。まず、教育委員会制度改革に伴う業務を執行するため総務課を2名増員いたします。

次に、26年度新たに設置しました、なごや子ども応援委員会につきまして、その体制を拡充するため、任期付職員の採用により14名を増員いたします。増員の内容といたしましては、スクールカウンセラーを各ブロック1名増員するとともに、子ども応援室の首席指導主事を特定ブロックの担当とせず、事務局の専任とすることに伴い1名増員し、合計で12名増員いたします。スクールソーシャルワーカーにつきましては、2名増員し、より必要度が高いと思われるブロックに1名ずつ配置してまいります。

また、29年度に予定されております、県費負担教職員制度に係る権限と事務の移譲に伴う業務執行体制の強化のため、教職員課を2名増員するとともに、子ども適応相談センターの通所者増加に対応するため、第2サテライトスクールを開設することに伴って、指導主事2名を増員いたします。

その他、魅力ある高等学校づくりを進めるため、向陽高等学校へ国際科学科を新設

することに伴い、教諭2名を増員いたします。

生涯学習関連では、図書館における効率的な運営体制を構築するため、分館2館において窓口業務を委託化し、司書6名を減員するとともに、分館2館の館長を兼務させることにより館長1名を減員いたします。

また、科学館におけるプラネタリウムを始めとする天文事業に係る企画及び運営体制の強化のため、新たに天文担当主幹を置くこととし、これにあわせて天文担当主査を廃止いたします。

17ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。債務負担行為とは、事業が複数年度にわたる場合、契約年度の翌年度以降における支出見込みの限度額を、あらかじめ定めておくものでございます。

平成27年度予算におきまして、新たに債務を負担する事項は、一番上の稲武野外教育センターの外壁等改修工事から、鶴舞中央図書館の空調設備改修工事までの計10件でございます。また、守山スポーツセンターの建設・運営につきましては、すでに債務負担行為として設定しているものでございまして、期間と限度額を改めて掲載いたしました。

第17号議案の説明は以上でございます。なお、報道解禁につきましては、2月9日となっております。よろしくお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(野田委員)

まず臨時・政策経費ですが、約70億円のうち約24億円、30%以上もが教育委員会ということで、本当にありがたいことだと思っております。また、行財政改革の取り組みについても、約10億円の取り組みということで、大変労力がかかることだったと思います。

6ページの「6学校教育活動の根幹的な予算の確保」というところで、前年度に比べて減がなく、学校にとっては安心ではないかなと思います。

あと2点ですけれども、5ページのことばの力育成事業ですが、これは目標課題になっておりますので、前年が約350万円のところが、約4,400万円と大幅な増ということで、これをどういうふうに活用していくかということがポイントになっていくと思います。資料に国語科補助教材の活用とありますが、具体的に決まっていることがあれば教えていただきたいということが1点。

それから3ページに戻りまして、下から3つ目の学校生活アンケートの実施ですが、これについては校長会との意見交換の中で、1回のところを2回に増やしてほしいというご要望があったんですが、半減してしまっていますので、校長会とも十分やりとりをしながら、有効に活用できるようにしていただきたいと思います。これは要望です。以上です。

(金田指導室長)

5ページのことばの力育成事業に関わって、国語科の補助教材の件でお尋ねをいただきました。子どもたちのことばの力を育成していくために、特に国語科でこれまで活用しております補助教材の上に、特に教科書に準拠した形で、子どもたちの学習の足跡が確認できるもの、自分の考えをまとめていけるようなもの、そういった学習ノートのようなものを、各学校で積極的に活用していただきたいという願いで、掲載しているところでございます。

(野田委員)

了解いたしました。

(服部委員長)

他によろしいでしょうか。

特にご意見もないようですので、第17号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日本日の案件は全て終了しました。教育委員会臨時会を終了します。

午後1時40分終了